

消費生活緊急情報

第76号

令和2年10月7日

プレゼントを引き換えるだけのはずが健康食品を勧められた！無料の商品配布のチラシにご注意！

【相談概要】

近隣の空店舗に、1ヶ月間限定で健康食品の店舗がオープンするというチラシを友人からもらった。チラシに付いていたプレゼント引換券を持って店舗へ行った。店内には日用品や食品が安価で売っており、コロナ禍にもかかわらず、高齢者がかなり密な状態で集まり、異様な雰囲気であった。

個室に呼ばれ、「コレステロールが下がる」「糖尿病に効く」などと健康食品について説明され、「高額だが今なら値引きできる。数に限りがある。」と購入を勧められた。「1年間飲む必要がある」と言われるまま、1年分を購入してしまった。高額であるため、解約したい。

【アドバイス】

店舗に行ってしまった場合、その場の雰囲気に飲み込まれないよう注意しましょう。そして、「限定品」「今日だけ」「特別に」という言葉に惑わされず、本当に必要なものかどうかよく考え、必要がなければ「いません」と断りましょう。

少しでも疑問や不安を感じた場合や契約トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

阿見町消費生活センター